

令和6年度更別村における障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第9条の規定に基づき、本村における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本村の全組織とする。

3 調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ①障害者雇用促進法の特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所（※次の（ア）～（ウ）を全て満たすもの）
 - （ア）障がい者の雇用者数が5人以上
 - （イ）障がい者の割合が従業員の20%以上
 - （ウ）雇用障がい者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

4 調達する物品等

本村において障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

なお、下記に記載のないものであっても、村が調達可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

紙製品、食品、印刷物、日用品、農作物、啓発用品、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

クリーニング、軽作業、施設等の清掃作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

障害者就労施設等からの調達目標は、別表のとおりとする。

6 調達の実施

(1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、村の全組織へ情報提供を行う。各部署はその情報をもとに、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

(2) 調達にあたっては、地元企業等に十分配慮しながら進める。また、障害者就労施設等と各部署のマッチング調整を保健福祉課が行い、実際の発注、納入については当該部署が行う。

7 調達方法及び実績の公表

(1) 本村における調達方針を策定又は見直しをしたときには、村ホームページ等により公表する。

(2) 村は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。

令和6年度に調達する物品等及び調達目標

項 目	内 容	金 額
物品	消耗品（ゴミ袋）	1,000千円
食料品・飲料	弁当	4,177千円